

！町税の期限内の納付にご協力ください

町税は、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源であり、定められた納期限までに自主的に納付することになっています。お手元に届いている税金のお知らせをご確認のうえ、納期限までの納付にご協力ください。

10月以降の納期限

納期限	税目
10月31日(金)	町県民税第3期、 国民健康保険税第4期
12月1日(月)	国民健康保険税第5期
12月25日(木)	固定資産税第3期、 国民健康保険税第6期
令和8年2月2日(月)	町県民税第4期、 国民健康保険税第7期
令和8年3月2日(月)	固定資産税第4期、 国民健康保険税第8期

**税務課からの通知は、
必ずご確認ください！**

1年間に納付する税についてお知らせする「納税通知書」や、未納をお知らせする「督促状・催告書」などが届きます。



納期限を過ぎても納付していないと…

納期限を過ぎても納付していないと、税務課から、督促状の郵送、電話・文書による催告を行います。また、納期限内に納付した人との公平性を保つため、滞納処分（延滞金の納付や差押など）をする場合もあります。

これらの費用も税金から支出されるため、町税の滞納は町全体の不利益となります。期限内の納付にご協力をお願いします。



10～12月は滞納整理強化期間

埼玉県と県内全市町村では、10～12月に催告や差押を集中的に実施しています。未納の町税や県税がある場合は、早急に納付をお願いします。

町税の納付は、便利な口座振替で

一度手続きをすれば、指定した口座から自動で納付でき、納付忘れを防げます。金融機関によっては、税務課でも手続きができます。ぜひご利用ください。

税務課でも手続き可能

埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、埼玉中央農業協同組合、武蔵野銀行、ゆうちょ銀行

▶キャッシュカードと本人確認書類をお持ちください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



金融機関の窓口のみ

りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、足利銀行、東和銀行、中央労働金庫、飯能信用金庫

▶「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、各金融機関の窓口にご提出ください。

口座振替以外の
納付方法はこちら



☎ 税務課 収税グループ ☎ 049-299-1757